

障害者自立支援法関係Q & A

地方自治体から提出された主な質問事項等について、現段階の考え方を整理してまとめたもの。

分類	質問の内容	現段階の考え方
支給決定	<p>通院介助（身体介護を伴う場合）の対象者であるかどうかについて、障害児についてはどのように判断すればよいか。</p> <p>身体障害者（入所）更生施設等が新体系へ移行する場合、訓練等給付事業のみを実施する入所施設となることが考えられるが、この場合、同施設の入所者は、障害程度区分の認定は必要か。</p>	<p>障害児に係る通院介助（身体介護を伴う場合）の対象者については、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 5領域10項目の調査を行った上で、 (2) 障害者に係る通院介助（身体介護を伴う場合）の判断基準に準じ、 (3) 日常生活において身体介護が必要な障害児であって、かつ、通院介助のサービス提供時において、「歩行」「移乗」「移動」「排尿」「排便」について介助が必要と想定されるかどうか <p>によって、それぞれの実施主体が判断することとする。</p> <p>施設入所支援については、障害程度区分4（50歳以上の者にあつては、区分3）以上の認定を受けないと利用できないが、本年3月1日の主管課長会議において、「自立訓練、就労移行支援利用者にあつては、生活能力により単身での生活が困難な者又は地域の社会資源の状況により、通所することが困難な者については、施設入所支援のサービスを利用することができる」と例外を示したところ。</p> <p>これは訓練等給付に係る事業を実施する入所施設を念頭に置いており、一部の入所施設については、このような移行も想定されている。</p> <p>今回、8月24日の主管課長会議において、入所施設の夜間支援体制の見直しを行うこととし、「自立訓練等の訓練等給付事業と生活介護を組み合わせる多機能型で実施する施設にあつては、施設入所支援に係る平均障害程度区分認定の算定対象から自立訓練等の利用者を除外すること」として、夜間支援体制を決める際には、生活介護利用者の平均障害程度区分のみを用い、訓練等給付事業利用者の障害程度区分認定結果は用いない仕組みとした。</p> <p>したがって、専ら訓練等給付の事業を利用する入所施設利用者にあつては、必ずしも障害程度区分認定を受ける必要はない。</p>

分類	質問の内容	現段階の考え方
支給決定	<p>これまで国立職業リハビリテーションセンターの利用者（通所者を除く。）は、同時に国立身体障害者リハビリテーションセンターに入所し、宿舎サービス等を受けていたが、国立リハビリテーションセンターが新体系へ移行した場合、どのような取扱いとなるのか。</p>	<p>国立身体障害者リハビリテーションセンターは、平成18年10月以降、自立支援法に基づく事業へ移行することとしており、その詳細な事業内容は未定であるが、自立訓練（機能訓練）等の日中活動サービスと施設入所支援を実施することとしている。</p> <p>また、国立職業リハビリテーションセンターは、その業務内容から就労移行支援に相当するサービスを実施しているものと解される。</p> <p>これらを踏まえ、国立身体障害者リハビリテーションセンターが新体系へ移行した際の取扱いについては、次のようにすることとしている。</p> <p>(1) 対象者は、国立身体障害者リハビリテーションセンターが実施する就労移行支援事業と施設入所支援を受けるための支給決定を行う。</p> <p>(2) 当該対象者が国立職業リハビリテーションセンターとの契約により職業リハビリテーションを受ける場合は、自立支援法第7条に規定する国の負担において自立支援給付（この場合は就労移行支援）に相当するサービスの提供を受けているものとし、「就労移行支援」にかかる訓練等給付費の支給は行わないものとする。</p> <p>(3) この結果、日中活動は国立職業リハビリテーションセンターによる支援（就労移行支援相当の事業。訓練等給付の支給対象外。）、夜間は国立身体障害者リハビリテーションセンターが提供する施設入所支援（介護給付費の支給対象）を利用することが可能である。</p>
利用者負担	<p>利用者負担の有無にかかわらず要保護状態である者が、敢えて生活保護の受給を希望せず、障害福祉サービスに関する減免により利用者負担額を免除されることを希望する場合、こうした取扱いが認められるか。</p>	<p>障害福祉サービスの利用を希望する者であって、生活保護の申請を行った者が、負担上限月額を0円にしてもなお要保護である場合であっても、あくまでも本人に生活保護を受給する意思がないことが確認でき、自立支援法による減免のみを受けたいことを希望した場合には、利用者負担を免除して差し支えない。</p> <p>こうした取扱いを希望する者については、当面、生活保護への移行防止措置と同様に、生活保護の手続きを経て判定するものとする。</p> <p>なお、当該取扱いは、本人に生活保護を受給する意思のないことが確認できる場合のみ例外的に認められるものであることに十分留意されたい。</p>

分類	質問の内容	現段階の考え方
指定運営基準	<p data-bbox="309 220 1025 288">新体系において、訓練等給付事業のみを行う入所施設の場合、夜間支援体制はどのように決まるのか。</p> <p data-bbox="309 895 1025 1166">一定の地域の範囲内（サービス管理責任者が、主たる事務所からいずれの住居に対しても、おおむね30分程度で移動できる範囲内）に複数の共同生活住居がある場合、一つの事業所として指定を行わず、複数の事業所として指定を行うことにより、サービス管理責任者の経過措置（10人未満の事業者の場合、サービス管理責任者を置かないことができる。）の対象となることは可能か。</p>	<p data-bbox="1055 220 2056 528">入所施設の夜間支援体制は、入所施設利用者の平均障害程度区分により、その人員配置を決める仕組みとされている。ただし、自立訓練又は就労移行支援の利用者及び特定旧法受給者であって生活介護又は就労継続支援の利用者に関する夜間支援体制については、8月24日の主管課長会議において、経過措置利用者に係る取扱いと併せて、当該施設が採用する職員配置状況により、夜勤職員2人配置の場合は施設入所支援サービス費（ ）、夜勤職員1人配置の場合は施設入所支援サービス費（ ）、宿直のみの場合は施設入所支援サービス費（ ）としたところである。</p> <p data-bbox="1055 539 2056 687">一方、指定障害者支援施設の運営基準（案）では、施設入所支援を提供する従業員及びその員数として、利用者の数が60人以下の場合は介護等の業務を行う生活支援員1人以上（61人以上の場合は利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上）とされている。</p> <p data-bbox="1055 699 2056 847">このため、宿直勤務のみの職員配置を採る施設を想定し、ただし書き（「ただし、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援を受ける利用者に対してのみその提供が行われる単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を一以上とする」）を置くこととしたところである。</p> <p data-bbox="1055 895 2056 1043">新体系のグループホーム・ケアホームについては、従来の住居単位の仕組みを改め、一定の範囲内において所在する住居全体を事業者として指定することにより、職員配置の点など、より柔軟かつ弾力的に運営が図れるような仕組みとしたところである。</p> <p data-bbox="1055 1054 2056 1246">今回のサービス管理責任者の経過措置の趣旨は、小規模な事業者の場合、人材を確保することが困難な場合があることから、その配置を猶予するものであり、一定の地域の範囲内に複数の共同生活住居を有している事業者については、グループホーム事業所とケアホーム事業所を分けて申請する場合を除き、一つの事業所として指定申請を行うことが基本である。</p> <p data-bbox="1055 1257 2056 1406">ただし、利用者に適切な支援を行う観点から、一定の地域の範囲内に所在する共同生活住居において、6対1と10対1で世話人を配置することにより、グループホームとして事業所を分けて申請するなど、複数の事業所として分けて指定する理由があると都道府県知事が判断する場合は、この限りではない。</p>

分類	質問の内容	現段階の考え方
新体系への移行	<p>平成18年10月以降に旧体系施設を改築した場合に、引き続き旧体系施設として運営することが可能か。</p> <p>また、この場合において、定員の増となる整備は認められるのか。</p>	<p>旧体系施設については、障害者自立支援法附則第41条第1項又は附則第58条第1項の規定に基づき、「なお従前の例により」運営することができるものとされているため、平成18年9月30日における事業体系かつ平成18年9月30日における定員を上限とする運営のみが可能である。</p> <p>このため、平成18年10月以降については、事業の追加若しくは変更又は定員の増を伴わない限りにおいて、改築を行うことが可能である。</p> <p>ただし、平成17年度以前に施設整備費に係る国庫補助協議を行い、採択を受けて整備を進めていたものの、事業者の責に帰すことができないやむを得ない事情により、平成18年9月30日までに整備が間に合わなかった場合は、都道府県の判断において、旧体系施設として運営できることとして差し支えない。</p>
その他	<p>都道府県等が指定障害福祉サービス事業者等に対して実施する指導監査のための「監査指針」等は、いつ示されるのか。</p> <p>平成18年6月26日の課長会議資料14で、平成18年10月以降における自立支援法の指定事業所番号の付番方法が提示されているが、取扱い等に変更の予定はあるか。</p>	<p>「監査指針」等については、障害福祉サービス基準などの省令、告示を引用して作成することから、これらを発した後に、可能な限り早い時期にお示しすることとしている。</p> <p>本件については、取扱いに変更の予定はなく、課長会議資料でお示したところにより、同一法人が同一敷地内等において複数事業所を一体的に管理運営する場合等には、一の事業所番号を付番するものである。</p>